

令和7年度水戸市定額減税補足給付金（不足額給付）  
申請書兼請求書

水戸市長 様

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請区分 チラシ等でご自身の申請区分を確認して、以下のチェック欄（）のいずれかにレ印を入れてください。

- 不足額給付Ⅰ（定額減税しきれない金額があった方）  
 不足額給付Ⅱ（定額減税・低所得世帯向け給付金のいずれにも該当しなかった方）

## 2. 申請・請求者

(フリガナ)		個人番号※	現住所
氏名	生年月日		
ミト タロウ			茨城県水戸市〇〇町〇〇-〇 電話 ×××(×××)××××
水戸 太郎	昭・平・令 55年10月10日		

※個人番号は、3. 振込口座で「①マイナポータル等で登録済の公金受取口座への振込を希望します。」を選んだ場合に記載してください。

3. 振込口座（原則、2. の申請・請求者の口座とします。）以下のチェック欄（）のいずれかにレ印を入れてください。

- ①マイナポータル等で登録済の公金受取口座への振込を希望します。（マイナンバーカードの表面、裏面の写し（コピー）を添付してください。）  
 ②下記の口座への振込を希望します。（現在お使いの振込可能な口座を記入してください。申請者本人確認書類、受取口座を確認できる書類の写し（コピー）を添付してください。）

【受取口座記入欄】 ※②を選択した場合、下欄に希望する振込口座を記載してください。

金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義（カナ）
〇〇	△△	①普通 2当座	123456	ミト タロウ
金融機関コード 1234	支店コード 123			

ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号	口座名義（カナ）
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号を記入してください。	（6桁目がある場合は※欄に記入してください。） ※	※右詰めで記入してください。	※原則、「2. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせて記入してください。
	12340	1234567	ミト タロウ

(注) 金融機関の口座がない方など、どうしても口座による受取りが出来ない方は、  
水戸市 臨時特別給付金コールセンター（フリーダイヤル 0120-583-300）にお問合せください。

本申請の内容に相違ありません。

令和 〇 年 〇 月 〇 日 申請者氏名 水戸 太郎

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 令和7年度水戸市定額減税補足給付金（不足額給付）（以下「不足額給付」という。）の支給要件（※）に該当します。  
 ※ 不足額給付の支給対象となるためには、以下の不足額給付Ⅰ又は不足額給付Ⅱの要件を満たすことが必要です。  
 ・不足額給付Ⅰ… $A - I > 0$ となる納税義務者  
 ア 令和7年の所要額=令和6年分所得税分の控除不足額+令和6年度住民税所得割分の控除不足額  
 （合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）  
 イ 令和6年度に支給した調整給付金（以下「当初調整給付」という。）支給額（※申請期間が過ぎてしまった等の理由で受給できなかった場合も含みます。）  
 ・不足額給付Ⅱ…原則としてウ、エ、オ、カの全ての要件を満たす方  
 ウ 令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円（≒本人として定額減税対象外）  
 エ 税制度上「扶養親族等」の対象外である。（合計所得金額48万円超又は、青色事業専従者もしくは事業専従者（白色）である。）（≒扶養親族等としても定額減税対象外）  
 オ 低所得世帯向け給付（※）の給付対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない。（※）令和5年度非課税（7万円）、均等割のみ課税（10万円）、令和6年度非課税化（10万円）、均等割りのみ課税化（10万円）世帯に対する給付金  
 カ 当初調整給付の給付対象者（控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含む。）ではない。
- ② 不足額給付の支給要件の該当性を審査するため、市長が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ この申請書は、市長において支給決定をした後は、不足額給付の請求書として取り扱います。
- ⑤ 市長が支給決定をした後、申請書兼請求書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市長が定める期限までに必要な修正が行われない場合に、不足額給付が支給されないことに同意します。
- ⑥ 不足額給付の支給後、申請書兼請求書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や不足額給付の支給要件に該当しないことが判明した場合には、不足額給付を返還します。

## 【提出書類】

「令和7年度水戸市定額減税補足給付金（不足額給付）申請書兼請求書」（本書）

※必要事項を記入してください。

「令和6年分所得税の源泉徴収票又は確定申告書の写し（コピー）」

※受給要件の確認に必要な令和6年分所得税額等が分かる上記書類の写し（コピー）を添付してください。

・不足額給付Ⅰに該当する方

「調整給付金の支給確認書、支給決定通知書等の写し（コピー）」

※当初調整給付の額が分かる資料を添付してください。

※受給要件に該当せず当初調整給付を受給していないため、上記資料をお持ちでない方は、令和6年度個人住民税分控除不足額等が分かる資料を添付してください。

「令和6年度個人住民税の納税通知書又は特別徴収税額通知書等の写し（コピー）」

※修正申告を行った方は、更正後の税額が分かるものを添付してください。

・不足額給付Ⅱに該当する方

「事業主の令和6年分所得税確定申告書又は青色事業専従者に関する届出書の写し（コピー）等」

※青色事業専従者又は事業専従者（白色）の方のみ添付してください。

「令和6年度個人住民税の納税通知書又は課税証明書の写し（コピー）」

※修正申告を行った方は、更正後の税額が分かるものを添付してください。

・3. 振込口座で「①マイナポータル等で登録済の公金受取口座への振込を希望します。」を選んだ場合

「マイナンバーカード（表面・裏面）の写し（コピー）」

・3. 振込口座で「②下記の口座への振込を希望します。」を選んだ場合

「申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）」

※申請・請求者のマイナンバーカード（表面）、運転免許証、パスポート等のいずれか1つの写し（コピー）を添付してください。

「受取口座を確認できる書類の写し（コピー）」

※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人（カナ）を確認できる部分の写し（コピー）を添付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。（チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。）